**自主防災部　規約**

**（名　称）**

　第1条　この部は、　　　　　自主防災部（以下「本部」という。）と称する。

**（事務所の所在地）**

　第２条　本部の事務所は、　　　　　におく。

**（目　的）**

　第３条　本部は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、風水害等（以下「地震等」という。）の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

**（事　業）**

　第４条　本部は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　　 ⑴　防災に関する知識の普及に関すること。

　　　　　⑵　地震等に対する災害予防に関すること。

⑶　地震等の発生時における情報の収集・伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策に関すること。

　　　　　⑷　防災訓練の実施に関すること。

　　　　　⑸　防災資機材等の備蓄に関すること。

　　　　　⑹　その他本部の目的を達成するために必要な事項。

**（役　員）**

　第５条　本部には次の役員をおく。

　　　　　⑴　会長　　名

　　　　　⑵　副会長　　名

　　　　　⑶　班長　若干名

２　役員の任期は自治会役員の任期に準ずるものとする。

**（役　割）**

　第６条　部長は、自主防災部を代表し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。

　　　２　副部長は、部長を補佐し、部長に事故のあるときは、その職務を行う。

　　　３　班長は、担当班の任務遂行及び班員の指揮をとる。

**（会　議）**

　第７条　本部の会議は、部長が必要に応じて召集する。

　　　　　⑴　部長は、会議の長となり、議事を進行する。

　　　　　⑵　会議での決定内容は、逐一部員に周知する。

**（防災計画）**

　第８条　本部は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

　　　 ２　防災計画は、次の事項について定める。

　　　　 　⑴　地震等の発生時における防災組織の構成及び任務分担に関すること。

　　　　　 ⑵　防災知識の普及に関すること。

　　　　　 ⑶　防災訓練の実施に関すること。

　　　　　 ⑷　地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。

　　　　　 ⑸　その他必要な事項。

**（会　計）**

　第９条　本部の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

　第１０条　本部の会費は、会議での議決を経て、別に定める。

　第１１条　会計年度は、自治会の会計年度に準じる。

**（雑則）**

　第１２条　この規約に定めない事項で、本部の運営に必要な事項は、部長が役員会に諮り定める。

**付　則**

この規約は、　　年　　月　　日から実施する。

別表第１（第４条関係）

自主防災組織編成例

（ ）地区自主防災部長

消 火 班（班長 ）

避難誘導班（班長 ）

救出救護（班長 ）

情 報 班（班長 ）

給食給水班（班長 ）

備 考

１ 住民組織の機構（活動分野）の１つとして自主防災組織を位置づける

ことが地域活動の一体性を図るうえで好ましいものであること。

２ この表はあくまで例示であり、各班の構成は地域の実情（例えば、が

け崩れのおそれのある地域では巡視班、水害のおそれのある地域では水防班

を置くなど）に応じて編成するすることが望ましい。

別表第１（第４条関係）

自主防災組織各班の役割例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動概要  班編成 | 平 常 時 の 活 動 | 災 害 時 の 活 動 |
| 各班の役割は、これを分担す | 災害の実情に応じた活動体制をとる。例 |
| るそれぞれの班が中心となり、 | えば、火災の心配のない場合には、消火班 |
| これに他の班が協力して実施す | は他の班の活動を支援する。このような方 |
| る。この活動により、区域内の | 法で全班が協力して災害に対処する。 |
| 住民の防災に対する関心を維持 |
| し、災害時における行動力を養 |
| う。 |
| 消 火 班 | ○火気使用設備器具等の点検 | ○出火防止及び初期消火活動 |
| ○石油類、プロパンガスボン | ○地震時における出火防止の |
| ベ等の管理状況の点検 | 呼びかけ |
| ○消火用資機材の準備と点検 |
| ○初期消火訓練の実施 |
| 避難誘導 班 | ○避難路・避難場所の周知と | ○安全な避難場所の指示 |
| 現状の把握 | ○要配慮者の避難と手助け |
| ○要配慮者の把握  ○避難誘導用資機材の準備と | ○避難誘導 |
| 管理 |
| ○避難訓練の実施 |
| 救出救護 班 | ○応急手当の知識の普及 | ○負傷者の把握及び救護所等 |
| ○負傷者等の救出と応急手当用資機材の準備と管理 | への搬送  ○負傷者等の救出活動と応急 |
| ○応急手当等の訓練の実施 | 手当等の救護活動 |
| 情 報 班 | ○防災に関する知識の普及 | ○災害情報の収集と伝達 |
| ○研修会等の開催 | ○防災機関に対する災害 |
| ○情報収集・伝達用資機材の準備と管理 | 状況の通報  ○避難勧告等の伝達 |
| ○情報の収集・伝達訓練の |
| 実施 |
| 給食給水 班 | ○食料、飲料水等の備蓄物資 | ○応急物資・応急給水等の実施 |
| の備えの呼びかけ |  |
| ○炊飯用具等の準備と管理 | ○炊き出し等の給食活動 |
| ○炊き出し訓練の実施 | ○給水活動 |
| ○給水訓練の実施 |
| その他地 域 の実情に 応 じて必要 と さ れ る 班 | 例えば、がけ崩れのおそれのある地域では巡視班、水害のおそれのある地域 では水防班等を設け、その役割を果たすために必要な平常時の活動及び災害 時の活動を定める。 | |